

自転車に乗るときは必ずヘルメットの着用を！

柴橋小学校では、必ずヘルメットを着けて自転車に乗るよう指導しています。法律でも努力義務となっておりますので、大切なお子さんを、事故の被害から守るためにも、ご理解ご協力よろしくをお願いします。

参考〈道路交通法第63条の10〉

児童（6歳以上13歳未満）又は幼児（6歳未満）を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。 ※幼児用座席に乗せる場合もヘルメットが必要です。

近年、自転車と歩行者が接触する事故が相次ぎ、それに関わる法律が見直されました。こちらも保険に加入することが努力義務となっております。

◎柴橋小学校の対応

「山形県PTA安全互助会」に加入しております。児童が自転車で相手にけがをさせた場合は、最高1,000万円まで補償されます。

◎保護者の皆様へのお願い

学校で入っている保険の補償額では十分でない場合も考えられます。その他の保険への加入については、各家庭でご検討ください。

小学生が加害者になった事例もあります（11歳男児が運転する自転車に62歳専業主婦が正面衝突され、植物状態に。男児の母親に対し、9500万円の損害賠償が命じられた。）。